

令和5年5月22日

令和5年第2回神奈川県議会定例会

## 厚生常任委員会資料

(令和5年5月19日付託分)

### 附属資料

健康医療局

目 次

ページ

1	地方独立行政法人神奈川県立病院機構第三期中期計画 新旧対照表	1
---	--------------------------------	---

1 地方独立行政法人神奈川県立病院機構第三期中期計画 新旧対照表

変 更 後		現 行															
第9 料金に関する事項 1 (略) 2 その他の料金 診療料等以外のその他の料金は、次に掲げる区分に応じ、それぞれの定める額とする。(下記の金額には、消費税及び地方消費税相当額を含んでいない。)		第9 料金に関する事項 1 (略) 2 その他の料金 診療料等以外のその他の料金は、次に掲げる区分に応じ、それぞれの定める額とする。(下記の金額には、消費税及び地方消費税相当額を含んでいない。)															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第2項に規定する障害児入所支援</td> <td>児童福祉法第24条の2第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に同条第1項に規定する指定入所支援(以下「指定入所支援」という。)に要した費用(同項に規定する入所特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に指定入所支援に要した費用の額)に、当該入所特定費用の額として理事長が定める額を加算した額</td> </tr> <tr> <td>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第5条第2項、第5項、第8項及び第9項に掲げる障害福祉サービス</td> <td>障害者総合支援法第29条第3項第1号に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に同条第1項に規定する指定障害福祉サービス(以下「指定障害福祉サービス」という。)に要した費用(同項に規定する特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービスに要した費用の額)に、当該特定費用の額として理事長が定める額を加算した額</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種別	金額	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第2項に規定する障害児入所支援	児童福祉法第24条の2第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に同条第1項に規定する指定入所支援(以下「指定入所支援」という。)に要した費用(同項に規定する入所特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に指定入所支援に要した費用の額)に、当該入所特定費用の額として理事長が定める額を加算した額	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第5条第2項、第5項、第8項及び第9項に掲げる障害福祉サービス	障害者総合支援法第29条第3項第1号に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に同条第1項に規定する指定障害福祉サービス(以下「指定障害福祉サービス」という。)に要した費用(同項に規定する特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービスに要した費用の額)に、当該特定費用の額として理事長が定める額を加算した額	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第2項に規定する障害児入所支援</td> <td>児童福祉法第24条の2第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に同条第1項に規定する指定入所支援(以下「指定入所支援」という。)に要した費用(同項に規定する入所特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に指定入所支援に要した費用の額)に、当該入所特定費用の額として理事長が定める額を加算した額</td> </tr> <tr> <td>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第5条第2項、第5項、第8項及び第9項に掲げる障害福祉サービス</td> <td>障害者総合支援法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に同条第1項に規定する指定障害福祉サービス(以下「指定障害福祉サービス」という。)に要した費用(同項に規定する特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービスに要した費用の額)に、当該特定費用の額として理事長が定める額を加算した額</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種別	金額	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第2項に規定する障害児入所支援	児童福祉法第24条の2第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に同条第1項に規定する指定入所支援(以下「指定入所支援」という。)に要した費用(同項に規定する入所特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に指定入所支援に要した費用の額)に、当該入所特定費用の額として理事長が定める額を加算した額	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第5条第2項、第5項、第8項及び第9項に掲げる障害福祉サービス	障害者総合支援法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に同条第1項に規定する指定障害福祉サービス(以下「指定障害福祉サービス」という。)に要した費用(同項に規定する特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービスに要した費用の額)に、当該特定費用の額として理事長が定める額を加算した額	(略)	(略)
種別	金額																
児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第2項に規定する障害児入所支援	児童福祉法第24条の2第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に同条第1項に規定する指定入所支援(以下「指定入所支援」という。)に要した費用(同項に規定する入所特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に指定入所支援に要した費用の額)に、当該入所特定費用の額として理事長が定める額を加算した額																
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第5条第2項、第5項、第8項及び第9項に掲げる障害福祉サービス	障害者総合支援法第29条第3項第1号に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に同条第1項に規定する指定障害福祉サービス(以下「指定障害福祉サービス」という。)に要した費用(同項に規定する特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービスに要した費用の額)に、当該特定費用の額として理事長が定める額を加算した額																
(略)	(略)																
種別	金額																
児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第2項に規定する障害児入所支援	児童福祉法第24条の2第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に同条第1項に規定する指定入所支援(以下「指定入所支援」という。)に要した費用(同項に規定する入所特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に指定入所支援に要した費用の額)に、当該入所特定費用の額として理事長が定める額を加算した額																
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第5条第2項、第5項、第8項及び第9項に掲げる障害福祉サービス	障害者総合支援法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に同条第1項に規定する指定障害福祉サービス(以下「指定障害福祉サービス」という。)に要した費用(同項に規定する特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービスに要した費用の額)に、当該特定費用の額として理事長が定める額を加算した額																
(略)	(略)																
3～4 (略)		3～4 (略)															